

所定疾患施設療養費について

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

◆算定要件◆

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ) 肺炎
 - ロ) 尿路感染
 - ハ) 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
4. 算定する場合にあたっては、診断名算段を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定公開後は治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

平成30年度 所定疾患施設療養費算定状況(従来型)

病名	件数	算定日数	治療内容	投薬内容
肺炎	18件	92日	診察・投薬	セフトリアキソン Na 静注用 1g ユナスピン静注用 1g ピペラシリンNa注射用 2g ソリュージェン G500ml グルアセット 35 500ml アスパラカリウム注 10mEq オフロキサシン 100mg レボフロキサシン 250mg セフカペンピボキシル塩酸塩 100mg
尿路感染	44件	227日	診察・投薬	セフトリアキソン Na 静注用 1g ソリュージェン G500ml オフロキサシン 100mg セフカペンピボキシル塩酸塩 100mg セフポドキシムプロキセチル 100mg
带状疱疹	0件	0日	-	-

平成 30 年度 所定疾患施設療養費算定状況(ユニット型)

病名	件数	算定日数	治療内容	投薬内容
肺炎	7 件	39 日	診察・投薬	フトリアキソン Na 静注用 1g ユナスピン静注用 1g ピペラシリンNa注射用 2g ソリューゲン G500ml グルアセト 35 500ml アスパラカリウム注 10mEq オフロキサシン 100mg レボフロキサシン 250mg セフカペンピボキシル塩酸塩 100mg
尿路感染	12 件	63 日	診察・投薬	セフトリアキソン Na 静注用 1g ソリューゲン G500ml オフロキサシン 100mg セフカペンピボキシル塩酸塩 100mg セフポドキシムプロキセチル 100mg
带状疱疹	0 件	0 日	-	-